

独占禁止政策協力委員から寄せられた主な意見（平成28年度下半期）について

平成29年4月12日
公正取引委員会

公正取引委員会は、競争政策への理解の促進と地域の経済社会の実情に即した競争政策の運営に資するため、各地域の有識者150名に独占禁止政策協力委員を委嘱しており、公正取引委員会が行う広報活動等に協力いただくとともに、独占禁止法等の運用や競争政策の運営等について意見聴取を行っている。

平成28年10月から平成29年3月にかけて、独占禁止政策協力委員から寄せられた主な意見は、次のとおりである（地域ブロックごとの詳細は別紙参照）。

1 中小企業に不当に不利益を与える行為の取締り等の強化について

- ・ 東京オリンピックを控え、今後オリンピック関連の各業界の動きが加熱していくことが予想され、独占禁止法違反や下請法違反等の問題が生じてくる可能性が高いと思われる。公正取引委員会にはオリンピック関連の業界の動きを注視し、違反行為があれば厳正に対処することを期待する。
- ・ ある個人事業者は、公正取引委員会から送付された調査票を見て初めて自分が下請業者に該当し、下請法で保護される対象であることを知ったとのことである。このような書面調査は、事件端緒につながるばかりではなく、下請法の普及啓発にもつながることから、書面調査の更なる拡充を期待したい。

2 課徴金制度の在り方について

- ・ 課徴金減免資格のある事業者が調査着手後に非協力的になった場合は、減免資格を剥奪してもよいのではないか。また、調査妨害行為に対するペナルティを科していく必要もあるのではないか。制裁金の額や算定率についても、諸外国との違いが大きいため、引上げを検討してもよいのではないか。
- ・ 課徴金の算定において、事業者の協力度合いをどのように評価するのかについての一定の基準を設けることが必要であると思う。また、当該基準については外部に対しても明らかにするなど透明性を確保することも重要ではないか。

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局官房総務課 電話 03-3581-3574（直通）
ホームページ	http://www.jftc.go.jp/

3 都市ガス分野における小売事業の全面自由化について

- ・ 電力分野における自由化の時と同様、他のサービスとの抱き合わせ販売に注意が必要である。また、新規参入の阻害要因については、実際に自由化が始まってみないと分からないと思うが、実態を踏まえながら継続的に監視してもらいたい。
- ・ 自由化により競争が生じることは、競争政策上望ましいことであるが、最終的に、大手企業だけが生き残り、ガス料金が高い価格で固定されてしまえば、消費者の利益を損なうことになる。サービスの受け手が自由化による恩恵を享受することができるよう、今後の推移を注視してもらいたい。

4 独占禁止政策協力委員制度について

- ・ 独占禁止法の意義は、公正かつ自由な競争を促進することにより最終的に一般消費者に利益をもたらすことであるが、そのような認識を持つ一般消費者は非常に少ない。独占禁止法の意義や公正取引委員会の役割を一般消費者に浸透させる必要があり、独占禁止政策協力委員制度もその一端を担えるような仕組みとすべきである。
- ・ 独占禁止法や下請法の普及啓発のためには、独占禁止政策協力委員における企業経営者の割合を増やすとともに任期もなるべく短くして多くの企業経営者に協力委員を経験してもらった方が効果的であると思う。

5 その他

- ・ 介護分野に関する調査報告書については、今後の議論に一石を投じたという意味で評価できる。営利企業が介護分野に参入することについて抵抗感を持つ人もいるが、社会福祉団体の側にも改善すべき点があり、情報公開が適切になされるような仕組みにしなければならない。
- ・ 我が国農業の高コスト構造は、農業関連事業者や事業者団体の非競争的な体質・行動によるものが大きく、それらが我が国農業の生産性を高めていく上で大きな阻害要因となっているものと思われる。公正取引委員会は、非競争的な体質・行動に対し、競争政策の観点から積極的に切り込み、悪質な行為に対しては厳しく対応していくべきである。農業問題について公正取引委員会の果たすべき役割は大きいと思う。
- ・ 独占禁止法教室の開催状況を見ると、大学での開催が多く、中高での開催は少ない。高校はカリキュラムが詰まっていて授業の一コマを独占禁止法教室に使うことは大変だと思うが、高校の教科書には公正取引委員会のことが載っていることもあり、高校生への教育に力を入れてもらいたい。

第1 北海道ブロック

1 中小企業に不当に不利益を与える行為の取締り等の強化について

- ・ インターネットやスマートフォン向けコンテンツの分野では、潜在的な下請法違反行為が多いのではないかとと思われるので、公正取引委員会はこの分野を積極的に監視していくべきである。

2 課徴金制度の在り方について

- ・ 欧米諸国に比べ、日本は独占禁止法違反に対するペナルティが低いので、企業における緊張感を保つためにも、課徴金の水準をグローバルスタンダードに近づけることが有益であると思う。

3 都市ガス分野における小売事業の全面自由化について

- ・ 海外では、体力の弱い新規参入者が経営破綻し、市場に残った大企業が後から値上げをするという動きがあったと聞いている。自由化後の市場の状況について注視する必要がある。
- ・ 電気料金の体系は複雑であり、電力分野における小売自由化後、電気料金が安くなったのかどうか判然としない。都市ガス分野における小売自由化では、一般消費者が、自分が購入しようとしている商品について、きちんと評価した上で選択することができるようにする必要がある。

4 介護分野における競争環境の整備

- ・ 介護分野において新規参入が促進されることにより競争が激化すると、給与等の労働条件が悪化するおそれがあるので、そのような面も考慮すべきではないか。

5 農業分野における競争環境の整備

- ・ 農協の組合員である農家であっても、自ら営農計画を市中金融機関に提出して営農資金の融資を受けることが可能となるよう競争環境を整備すべきである。

6 その他

- ・ 談合やカルテルを行わない方がよいという価値観を持った企業だけが市場に残るような環境整備を行っていくことが重要である。価値観の醸成は短期間で達成できることではないことから、公正取引委員会は独占禁止法の遵守について、地道に時間を掛けて広報活動をしていくべきである。

第2 東北ブロック

1 中小企業に不当に不利益を与える行為の取締り等の強化について

- ・ 消費税について、内税での価格交渉を求めてくる大規模小売業者が増加している。消費税率が8%に上がった際は公正取引委員会の消費税転嫁対策によりこのような問題が起こることは少なかったが、最近は増えてきているように思う。
- ・ 商工会議所の会員は中小企業ではなく、小規模零細企業であり、会員においては下請法や優越的地位の濫用規制の理解が重要であると考えている。引き続き公正取引委員会と連携を密にしていきたい。

2 都市ガス分野における小売事業の全面自由化について

- ・ 都市ガスの導管が敷設されていない地域が多く、すぐにLPガスから都市ガスに需要が移行していくことにはならず、自由化により新規参入者が現れるという状況にはないと思われる。

3 独占禁止政策協力委員制度について

- ・ 1年のうちに個別意見聴取と意見聴取会という異なった方法で意見を聴取することは大変良い方法なのではないかと思う。個別意見聴取においては肩の力を抜いて意見を述べられるし、意見聴取会においては他の協力委員の異なった視点からの意見を聞けるので参考になる。

4 農業分野における競争環境の整備

- ・ 公正取引委員会は平成26年9月に山形県庄内地区に所在する農協に対して警告を行っているが、横並び意識が強い農業関係者が競争意識を持つ良い機会になったと思う。若者に農業を営んでもらうには、農産物の輸出を促進することなどにより、農業を儲かる産業にする必要があるが、農協の販売する肥料等はホームセンターよりも価格が高いといったこともあり、公正取引委員会による調査が必要ではないかと考えている。
- ・ 農業分野については、農協の在り方について検討することが非常に重要である。農業以外の第一次産業における協同組合組織も農協と同じような構造であると思うので、協同組合そのものの在り方について検討すべきではないか。

第3 関東甲信越ブロック

1 中小企業に不当に不利益を与える行為の取締り等の強化について

- ・ 今後、フリーランス（注：特定の企業等に属さず、自らの技術や知識等を提供する個人事業主とされる。）が労働人口の多数を占めるようになれば、フリーランスとして働く一般の生活者が取引先の事業者から不当な扱いを受けるなど、下請法上の問題が生じるものと考えられる。公正取引委員会は、このような生活者と事業者との間の問題に積極的に取り組んでいく必要があるのではないか。

2 課徴金制度の在り方について

- ・ 課徴金制度は、公正な競争を実現するための方策の一つであると理解している。経済がグローバル化していることを踏まえると、国際的な整合性を確保する観点から納得感のある制度とする必要はあるが、課徴金の算定率を高くすることだけが公正な競争を実現するための手段ではないと考えている。他方で、悪質な違反行為者に対しては、制裁や違反行為の抑止を図る観点から、課徴金額を高くすることはよいと思う。

3 都市ガス分野における小売事業の全面自由化について

- ・ 自由化により競争が生じることは、競争政策上望ましいことであるが、最終的に、大手企業だけが生き残り、ガス料金が高い価格で固定されてしまえば、消費者の利益を損なうことになる。サービスの受け手が自由化による恩恵を享受することができるよう、今後の推移を注視してもらいたい。

4 介護分野における競争環境の整備

- ・ 介護分野に関する調査報告書については、今後の議論に一石を投じたという意味で評価できる。営利企業が介護分野に参入することについて抵抗感を持つ人もいるが、社会福祉団体の側にも改善すべき点があり、情報公開が適切になされるような仕組みにしなければならない。

5 その他

- ・ 独占禁止法教室の開催状況を見ると、大学での開催が多く、中高での開催は少ない。高校はカリキュラムが詰まっていて授業の一コマを独占禁止法教室に使うことは大変だと思うが、高校の教科書には公正取引委員会のことが載っていることもあり、高校生への教育に力を入れてもらいたい。

第4 中部ブロック

1 中小企業に不当に不利益を与える行為の取締り等の強化について

- ・ 過去には大手銀行が優越的地位を利用して、金融商品の購入を強要したとして公正取引委員会から勧告審決を受けた事例がある。現在、地方の金融機関は、競争の激化により利鞘が縮小しており、融資先に対して優越的な立場を利用して金融商品を押し付ける行為が生じるのではないかと懸念している。

2 課徴金制度の在り方について

- ・ 課徴金の算定において、事業者の協力度合いをどのように評価するのかについての一定の基準を設けることが必要であると思う。また、当該基準については外部に対しても明らかにするなど透明性を確保することも重要ではないか。

3 独占禁止政策協力委員制度について

- ・ 独占禁止法の意義は、公正かつ自由な競争を促進することにより最終的に一般消費者に利益をもたらすことであるが、そのような認識を持つ一般消費者は非常に少ない。独占禁止法の意義や公正取引委員会の役割を一般消費者に浸透させる必要があり、独占禁止政策協力委員制度もその一端を担えるような仕組みとすべきである。
- ・ 競争政策は様々な局面で関連してくるので、様々な分野の専門家を独占禁止政策協力委員に委嘱し、それぞれの専門分野において競争政策に関係しそうな事象があれば公正取引委員会に報告してもらうようにすればよいのではないか。

4 携帯電話市場における競争政策上の課題

- ・ 携帯電話市場は、消費者の関心が高い分野であるとともに、消費者トラブルが大変多い市場でもある。公正取引委員会が独占禁止法上問題となる行為に切り込んでいけば、消費者の独占禁止法に対する関心や信頼感を高めることにつながるのではないか。

5 農業分野における競争環境の整備・提言

- ・ 我が国農業の高コスト構造は、農業関連事業者や事業者団体の非競争的な体質・行動によるものが大きく、それらが我が国農業の生産性を高めていく上で大きな阻害要因となっているものと思われる。公正取引委員会は、非競争的な体質・行動に対し、競争政策の観点から積極的に切り込み、悪質な行為に対しては厳しく対応していくべきである。農業問題について公正取引委員会の果たすべき役割は大きいと思う。

第5 近畿ブロック

1 中小企業に不当に不利益を与える行為の取締り等の強化について

- ・ 下請法の運用基準に違反行為事例が大幅に追加されたが、今後もこういった取組を進めていってほしい。
- ・ 当社では、下請代金の支払手段の現金化及び手形サイトの短縮化に取り組むべく、全役員に対して周知徹底を行った。公正取引委員会も業界団体に対して積極的に働きかけ、この取組をもっと推進してもらいたい。また、業界における取組状況についてフォローアップ調査を実施すべきである。

2 課徴金制度の在り方について

- ・ 課徴金の算定に当たっては、事業活動の実態を反映させることが必要であるほか、調査協力へのインセンティブを与えることも必要である。他方で、公正取引委員会の運用の予見可能性や透明性の確保も重要である。

3 都市ガス分野における小売事業の全面自由化について

- ・ 電力分野における自由化の時と同様、他のサービスとの抱き合わせ販売に注意が必要である。また、新規参入の阻害要因については、実際に自由化が始まってみないと分からないと思うが、実態を踏まえながら継続的に監視してもらいたい。

4 独占禁止政策協力委員制度について

- ・ 様々な意見を聞く観点から、若い世代の者や女性に独占禁止政策協力委員を委嘱するとともに、一定の任期を設けることで、多くの人から意見を聞けるような制度にすべきである。
- ・ 独占禁止政策協力委員からの意見を踏まえ、ホームページが見やすく改善されたが、今後も独占禁止政策協力委員からの意見・要望を公正取引委員会の施策に反映していってほしい。

5 介護分野における競争環境の整備

- ・ 高齢化社会の進展に伴い、介護分野の重要性は高まっている。一方で、常に人手不足が言われていることから、多様な事業者が新規参入できるよう関係省庁とともに積極的に取り組んでももらいたい。

第6 中国ブロック

1 中小企業に不当に不利益を与える行為の取締り等の強化について

- ・ 東京オリンピックを控え、今後オリンピック関連の各業界の動きが加熱していくことが予想され、独占禁止法違反や下請法違反等の問題が生じてくる可能性が高いと思われる。公正取引委員会にはオリンピック関連の業界の動きを注視し、違反行為があれば厳正に対処することを期待する。
- ・ 公正取引委員会が実施している実態調査については、今後とも積極的に行ってもらいたい。違反事件の摘発につながらなくとも、実態調査を行うことによって、業界内における意識改革等が期待できる。

2 都市ガス分野における小売事業の全面自由化について

- ・ 都市ガス分野における小売事業の全面自由化については、競争が活発化することによる料金の低下、サービスの向上等が期待される一方、導管等の問題から競争が活発な都市部とそうでない過疎地域との格差の拡大、価格の不安定化等が生じる可能性も考えられる。様々な可能性を考慮した上で、競争政策を運営してもらいたい。

3 携帯電話市場における競争政策上の課題

- ・ 大手の携帯電話会社は、販売代理店に対して優越的地位にあるものと考えられる。大手携帯電話会社と販売代理店との間の手数料契約については、携帯電話会社から一方的に取引条件が提示され、交渉の余地が無いと聞いている。大手携帯電話会社による販売代理店に対する優越的地位の濫用についても関心を持ってもらいたい。

4 介護分野における競争環境の整備

- ・ 現行の自治体等の制度では、社会福祉法人が色々な面で優遇されている状況にある。この点については、株式会社等が社会福祉法人と公平な条件で参入できるよう、制度を整えていく必要があると思われる。
- ・ 都市部のように競争が活発に行われる地域においては、利用者により良いサービスが提供されるようになることが考えられるが、過疎地域においては、介護事業者の数が少なく、競争自体が成り立っていないことから、地域間格差が広がる可能性についても留意してもらいたい。

第7 四国ブロック

1 中小企業に不当に不利益を与える行為の取締り等の強化について

- ・ ある個人事業者は、公正取引委員会から送付された調査票を見て初めて自分が下請業者に該当し、下請法で保護される対象であることを知ったとのことである。このような書面調査は、事件端緒につながるばかりではなく、下請法の普及啓発にもつながることから、書面調査の更なる拡充を期待したい。
- ・ コンビニ加盟店がアルバイト店員から欠勤のペナルティとして金銭を徴収していたという報道があったが、フランチャイザーが加盟店を増やし過ぎてしまったことによる店舗同士の過当競争のしわ寄せを一番弱い立場のアルバイト店員が被ることになってしまったとも考えられるので、公正取引委員会には、フランチャイザーの動向について注視してもらいたい。

2 課徴金制度の在り方について

- ・ 現行の課徴金制度は、違反行為の抑止にはあまりつながっていないように感じており、課徴金の算定率をもっと引き上げるなどして、不当利得を吐き出させるとともに、制裁としての効果が高まるようにすべきではないか。同時に、調査に協力するインセンティブを確保し、法執行における費用対効果を高めるための制度を導入する必要があるのではないか。

3 都市ガス分野における小売事業の全面自由化について

- ・ 電力分野における自由化の際と同様、地方では新規参入がほとんどなく、地方にとっては恩恵がないのではないかと心配している。都市部の消費者だけが自由化の恩恵を享受する一方で、地方が取り残されることがないように自由化後の都市ガス市場の動向について注視してもらいたい。

4 独占禁止政策協力委員制度について

- ・ 独占禁止法や下請法の普及啓発のためには、独占禁止政策協力委員における企業経営者の割合を増やすとともに任期もなるべく短くして多くの企業経営者に協力委員を経験してもらった方が効果的であると思う。

5 介護分野における競争環境の整備

- ・ 特別養護老人ホームの開設主体に株式会社等が参入することができるようにした場合、特別養護老人ホームが利益を優先し、所得が低い人の受け入れを拒むといった問題が発生することを危惧している。他方、有料老人ホーム等の特定施設の開設主体に色々な業種・業態の者が参入し、競争が活発になることは利用者にとって望ましいことではないかと思う。

第8 九州ブロック

1 中小企業に不当に不利益を与える行為の取締り等の強化について

- ・ 地方の中小企業は、寡占化した小売業者や卸売業者に取引を依存せざるを得ない状況にあるが、力の強い小売業者や卸売業者は、優越的地位の濫用や下請法上問題となり得る行為を行い、地方の中小企業に不利益を与えることがある。地方経済における公正な競争を確保するためにも、力の強い小売・卸売業者による優越的地位の濫用や下請法違反行為等について、厳正な対処をお願いしたい。

2 課徴金制度の在り方について

- ・ 日本の課徴金制度は、欧米の罰金や制裁金の制度と比べて均衡を欠いており、特に、国際カルテル等の国際的な案件の場合には、諸外国と日本で制裁の内容に極端な差があり、法執行に悪影響が出かねない。違反行為の抑止や立証に効果を発揮するような制度にしていくべきである。

3 独占禁止政策協力委員制度について

- ・ 独占禁止政策協力委員には、企業の経営者が多く就任しているものと理解しているが、企業経営者の意見だけでは、地域の経済実態を把握するのは困難であると思われる。男性、女性、高齢者、若者、主婦、子育て中の人など様々な立場の人に独占禁止政策協力委員を委嘱してはどうか。

4 介護分野における競争環境の整備

- ・ 市場経済においては競争が機能することにより適切な資源配分が達成されるという経済学的な考え方は、保育分野や介護分野にも該当するのではないか。競争が行われることで、長期的には事業者の収益や介護職員の待遇向上、更には介護保険料の低減などにつながっていくと考える。

第9 沖縄ブロック

1 中小企業に不当に不利益を与える行為の取締り等の強化について

- ・ 以前、優越的地位の濫用を行っていた疑いがあるとして沖縄県内のホテルに対して警告がなされたこともあり、ホテル業界に対しては引き続き注視してもらいたい。

2 課徴金制度の在り方について

- ・ 課徴金減免資格のある企業が調査着手後に非協力的になった場合、減免資格を剥奪してもよいのではないか。また、調査妨害行為に対するペナルティを科していく必要もあるのではないか。制裁金の額や算定率についても、諸外国との違いが大きいので、引上げを検討してもよいのではないか。

3 独占禁止政策協力委員制度について

- ・ 複数の独占禁止政策協力委員が意見を交わすことのできる意見聴取会は様々な意見を知る良い機会になった。過去の意見聴取の際に得た知識や情報は、学生向けに加工し、教育現場に活かしている。

4 公正取引委員会のSNSについて

- ・ 公正取引委員会のフェイスブックは、独占禁止法違反事件等を中心に掲載されているが、公務員を志望する学生向けのページや、独占禁止法に携わる弁護士や企業の法務部の職員をターゲットとしたページを作成してはどうか。イメージキャラクターの「どっきん」のキーホルダーなどのグッズを独占禁止法教室等で配布するのもよい宣伝になると思う。